

I. 米国、アジア、欧州のAPA制度の現状

- 米国、アジア、欧州における共通の特徴や差異(ケース・スタディ)
 - この事例について、自国でどのようなAPA手続きが望ましいか?
 - フランス、日本、ポーランド、米国：二国間APA
 - インド：二国間APA
 - A) 総会社(アウトバウンド)と子会社(インバウンド)の立場が入れ替わった場合はどうか?
 - 基本的にアウトバウンド、インバウンドによる取扱いに差異なし
 - インドではアウトバウンドはほとんどない
 - B) 他の事業の場合ではどうか?
 - 基本的に、事業種別による取り扱いに差異はない
 - インドでは、自動車産業などについて特別な配慮を要する

73

I. 米国、アジア、欧州のAPA制度の現状

- 米国、アジア、欧州における共通の特徴や差異(ケース・スタディ)
- 2. APAの申請
 - APAの担当部署はどこか?
 - 各国ともに、バイノマルチは中央当局のAPAチームが担当
 - フランス、ポーランド：APAチームは中央当局のみ
 - インド：バイノマルチはCAが担当
 - 日本：地方当局のAPA特別チームが担当し、追加的にCAも関与
 - 米国：中央当局のAPAチームが担当だが、調査担当者も関与
 - いずれの国も雇られた人員で対応 → プロセスの長期化

74

I. 米国、アジア、欧州のAPA制度の現状

- 米国、アジア、欧州における共通の特徴や差異(ケース・スタディ)
 - APA申請書類の要求事項は?
 - 各國いずれもOECD/EU推薦レベルのAPA申請に係る文書化を要求
 - フランス、インド、日本：他國との既存APAの詳細も提出
 - ポーランド：事業予測資料の提出義務
 - C) 複数度による調査の設定や、中小企業専用の手続きはあるか?
 - 一般的には、いずれもない。
 - ポーランド、インド：取引額に応じた料金賦課あり
 - フランス、米国：特別な短期プロセスのAPA設定あり

75

I. 米国、アジア、欧州のAPA制度の現状

- 米国、アジア、欧州における共通の特徴や差異(ケース・スタディ)
- C) APAのプロセス
 - 期間は2年から5年(ユニ APAは1年から2年)
 - 各國ともに事前相談が可能(フランス、インド、米国は匿名でも可能)
 - 複数期間2～5年のAPAについては、年次報告書の提出要求あり
 - フランス以外、ロールバック可能
- D) APAの締結
 - 調査担当者の関与はない(米国ではAPAチームに調査担当者を含む)
 - フランス、ポーランドでは、確認対象取引が他方の国でPEと認定されないことを確認する旨を含意することも可能

76

II. EU 国家補助： APAへの影響は？

- 欧州国家補助規制とは何か？
 - 国家補助(State Aid)：特定の経済活動の奨励や産業保護のため、国のリソースを利用して特別な優遇措置を付与(補助金の交付、無償保証、税の減額等)
 - EU競争法の一部である国家補助法により、域内の企業間の平等な扱いや公正な競争を確保するため、国家補助の規制を行う

77

II. EU 国家補助： APAへの影響は？

- 国家補助法違反と判断された実例
 - スターバックス(オランダ、2015年10月)
 - フィアット(ルクセンブルグ、2015年10月)
 - ベルギー超過利益スキーム(2016年1月)
 - アップル(アイルランド、2016年8月)
 - 現在、アマゾン、マクドナルドなどについて調査中。
- タックス・ルーリングに関するEU委員会の国家補助査定
 - 基準は独立企業間価格=市場で取引する条件を反映
 - OECD移転価格ガイドラインを国際的コンセンサスのあるものとして承認：同ガイドライン遵守=国家補助なし
 - 独立企業間価格の不履行が明らかなケースを調査

78

III. APAと透明性の問題

● 情報交換

1. OECDのBEPS行動計画5

- タックス・ルーリングに関する税務当局間の自動的情報交換を義務付けるフレームワークの構築: ユニAPAを含む

2. EUにおける税の透明性に関する提案

- A) 税務当局間の自動的情報交換(2017年1月～)
 - 2017年1月以降のルーリング: 2017年9月30日まで
 - 2016年12月以前5年間: 2018年1月まで
- B) 税務当局間のCbCR情報の交換(2017年6月～)
 - 多国籍企業についてBEPS行動計画13と同様の情報を交換
- C) 公開CbCR(EU委員会による提案)
 - 情報交換とは別の特定情報を公開する取組(APA情報は除外)

79

IV. APAに将来はあるのか？

● BEPSの影響

- 二重課税の増加: 各国税務当局の積極的な調査やユニラテラルな政策が増加
- 相互協議事案の増加: 2006年～2015年で2.5倍の増加



- 不確実性を懸念する納税者⇒APAへの更なる期待とともに新しい代替アプローチ構築への期待

80

IV. APAに将来はあるのか？

● 将来に有効なアプローチは？

1. 紛争解決メカニズム: 義務的仲裁メカニズム

- EUの仲裁協定
- 二重課税紛争解決指令(2017年5月)

2. 税務当局間の移転価格調査における協力

- 同時調査
- 共同調査
- OECD-ICAP(International Compliance Assurance Program: 国際的コンプライアンス保証プログラム)

3. APA: 持続的に利用可能なツール

81